

豊明市は、建築物の耐震化をサポートします。

補助金助成制度

■ 木造住宅無料耐震診断

豊明市では、昭和56年5月31日以前に着工した2階建て以下の木造住宅の無料耐震診断を行っています。

■ 木造住宅耐震改修費補助金助成制度

豊明市が行っている木造住宅の耐震診断を受けた人で、診断結果が規定の値未満で耐震性に不安のある住宅の耐震改修に対し、補助金を交付しています。

■ 非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金助成制度

事業者やアパート所有者など、旧基準の非木造住宅や特定既存耐震不適格建築物等に対する補助金助成制度です。

※制度は平成27年3月時点のものとなります。



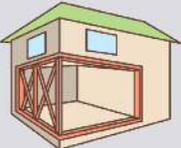
その他災害時の被害を軽減する補助金助成制度

■ 耐震シェルター整備費補助金助成制度

地震の際に自宅の建物が倒壊したとき、寝室や居間におられる方の生命を守る耐震シェルターに対し、平成25年度より、その整備費用の一部を補助する制度を開始しました。

高齢者世帯や、障がい者の方、介護認定を受けている方など、避難が困難と思われる方が対象となります。

※制度は平成27年3月時点のものとなります。



税制優遇制度等

既存住宅の耐震改修を行った場合に対し、税制優遇措置があります。詳細については、税務署または市役所の窓口までお問い合わせください。

- ① 所得税額の特別控除（期限有り）
……熱田税務署（電話：052-881-1541）
- ② 固定資産税の減額措置（期限有り）
……豊明市役所 税務課（電話：0562-92-1118）

※税制については随時改正されるため、耐震改修に関する税制特例措置を引き続き活用できるよう、市のホームページ等において情報提供を行っています。

一定の基準を満たした建築物に対しては、地震保険の割引を受けることができます。

※詳細については、各損害保険会社にお問い合わせください。

※制度は平成27年3月時点のものとなります。



大地震に備え、本パンフレットとともに「豊明市建築物地震防災のてびき」も御覧ください。

第2次 豊明市 耐震改修 促進計画

平成26年5月に南海トラフ巨大地震の被害想定が愛知県から公表され、人命、建物被害（全壊・焼失等）ともに前年度に出された国の防災会議の想定に比べ被害が大きく予想されています。

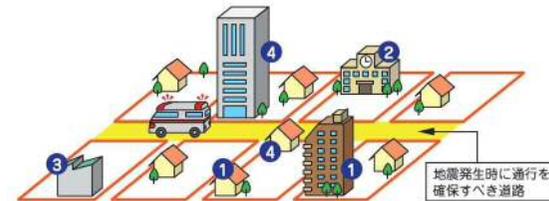
豊明市では、この結果を受け、平成19年度に策定した耐震改修促進計画を見直し、**建築物の耐震改修の新たな目標を設定**するとともに、災害時の被害の軽減化に向けた「**減災**」の考え方を**取り込み**、これまでの施策を継続しながら、市民、事業所等の皆さんとともに**積極的に耐震診断・耐震改修の促進**を図っていきます。

計画概要

【対象建築物】

本計画の対象（耐震診断・耐震改修を促す対象）は、豊明市内において、**昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の以下に示す建物**です。

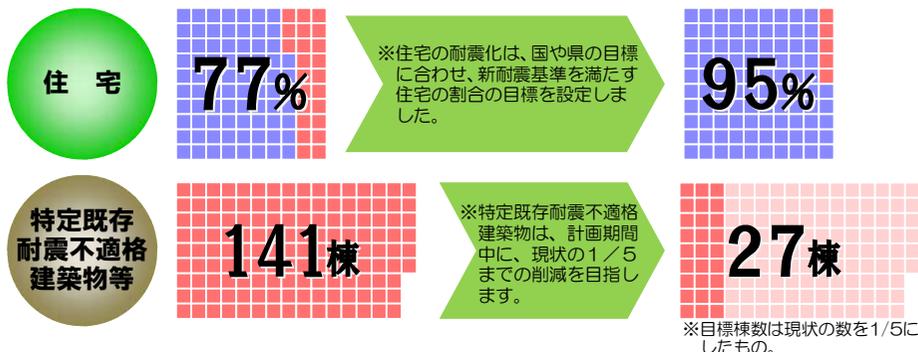
| | | |
|---------------|---|-------------|
| 住宅 | 戸建て住宅、長屋・共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅 | ① |
| 特定既存耐震不適格建築物等 | 耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物 ・多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、病院、診療所、学校など） ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 | ② ③ ④ |



【計画期間】

本計画は**平成32年度**までに耐震化の目標の達成を目指します。

【耐震化の現状と目標】※現状は平成27年2月末時点のもの



昭和56年5月31日以前に着工された住宅や建築物の所有者の方々は、まずは耐震診断を受けましょう

【お問合せ先】



豊明市役所 経済建設部 都市計画課

電話：0562-92-1114 (08:30~17:15)

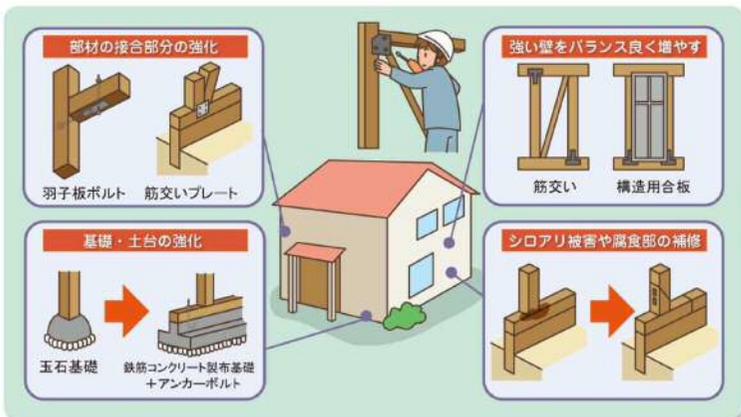
FAX：0562-92-1141

E-mail：tokei@city.toyoake.lg.jp

建築物の耐震化

耐震改修とは

昭和56年5月31日以前に着工し、新耐震基準を満たさない建築物については、今後予想される大地震による倒壊等を未然に防ぐため、適切な補強工事が必要です。



※住宅耐震改修の一例（木造）

想定される建物被害

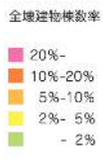
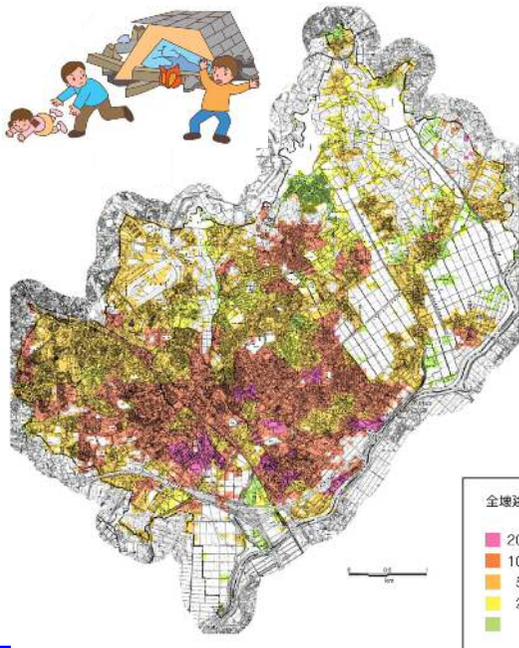
豊明市では、地域ごとの建物の構造・建築年次（老朽度）、地質などを基に、大規模な地震が発生した場合に全壊する建物の割合（全壊率）を算定しています。

- 構造（木造/非木造）、建築年次、揺れの大きさから建物被害を計算しています。
- 建物の全壊率は50mメッシュごとに計算・表示しています（建物のない場所は非表示）。
- 建築年が古い（昭和56年5月以前）建物が多いところ、震源に近く揺れが大きいところほど、全壊率は高くなります。

市域中央部から南西方向の広い地域で全壊率が高くなっています。

既存市街地の大半で全壊率が10%を超える高い割合となっています。

名鉄豊明駅、前後駅周辺など、昔からの古い住宅が残る市街地で全壊率が高くなっています。

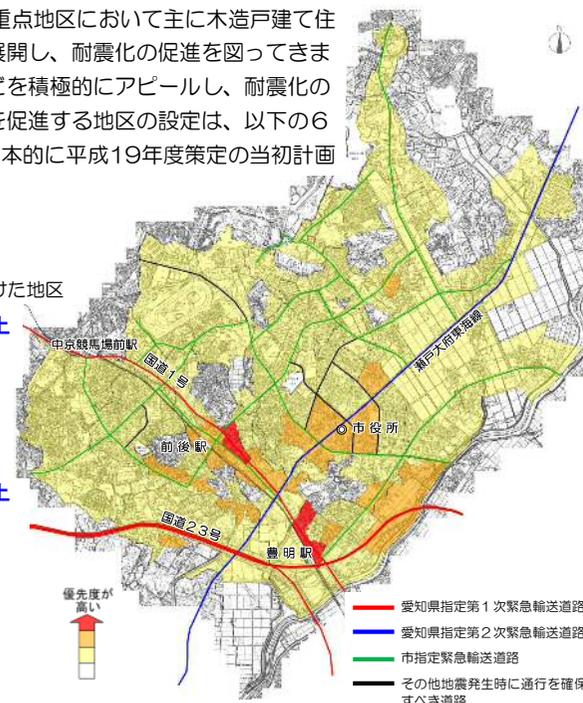


重点的に耐震化を促進する区域

これまでも平成19年度計画に基づき、重点地区において主に木造戸建て住宅について「耐震診断ローラー作戦」を展開し、耐震化の促進を図ってきましたが、今後は、各種補助金助成制度などを積極的にアピールし、耐震化の促進を図ります。なお、重点的に耐震化を促進する地区の設定は、以下の6つの基準より、総合的に判断しますが、基本的に平成19年度策定の当初計画を踏襲しました。

重点地区の設定基準

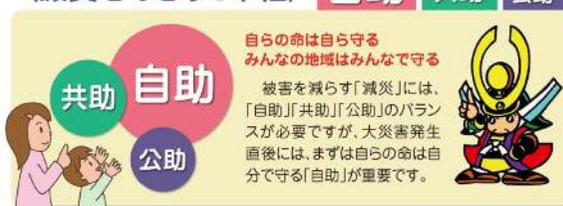
- ① 従来からの重点地区
※平成19年度策定当初計画で重点地区に位置づけた地区
- ② 地震発生時の建物の全壊率が15%以上
※平成26年に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直され、全壊率は大きく上昇しました。
- ③ 木防建べい率が20%以上
※火災による市街地の延焼危険度の高い地区 / 平成19年度策定当初計画から変更なし
- ④ 特定既存耐震不適格建築物が10棟以上
※名鉄前後駅付近の一部地区に立地
- ⑤ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接している
※平成19年度策定当初計画から変更なし
- ⑥ 都市マスタープランで都市拠点として位置づけられている
※平成19年度策定当初計画から変更なし



次の頁をご参照ください。

〈減災をめざす3本柱〉

自助 共助 公助



市民のみなさん一人ひとりが耐震改修に取り組むことで、大地震に際して、被害の軽減を図ることができます。

豊明市では、建築物の耐震化に対するみなさんの「自助」の取組みを支援するため、各種助成制度を設けています。

建築物の耐震改修のほかに、こんな対策も重要です。

- 【屋外の安全対策】
 - ブロック塀の安全対策
 - 屋根の補強（不安定な瓦など）
- 【屋内の安全対策】
 - 窓ガラスの飛散防止
 - 家具の転倒防止
 - エレベータの安全装置や地震時の対処方法



※住宅における対策の一例